

所属機関に関する届出 (入管法第19条の16第1号及び第2号)について

1. 入管法第19条の16は、雇用関係や婚姻関係などの社会的関係が在留資格の基礎となっている在留資格について、在留期間の途中においてもその社会的関係が継続しているかどうかを把握するため、外国人（平成24年7月9日以降に上陸許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可等を受けた中長期在留者に限ります。中長期在留者の範囲については、入国管理局HP（http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html）を参照してください。）に対し、その社会的関係に変更があった場合に、その変更についての届出を義務付けています。このうち、同条第1号及び第2号は、日本の企業や学校に所属している外国人に対して届出義務を定めています。この届出は、変更が生じた日から14日以内に、地方入国管理局の窓口への書面の提出、東京入国管理局あて書面の郵送又はインターネットを利用して「入国管理局電子届出システム」により行わなければなりません。なお、「入国管理局電子届出システム」を利用するためには、事前に「入国管理局電子届出システム」にアクセスして利用者情報登録を行う必要があります。

（郵送先）

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30 東京入国管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

（入国管理局電子届出システム）

<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do>

入管法第19条の16第1号は、「教授」、「高度専門職1号ハ」、「高度専門職2号」（入管法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄2号ハに掲げる活動に従事する場合）、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「企業内転勤」、「技能実習」、「留学」又は「研修」の在留資格をもつ外国人（以下「1号該当者」と呼びます。）に対し、それぞれの在留資格に応じた活動を行う機関（以下「活動機関」と呼びます。）の変更について、届出を義務付けています。

活動機関に変更があった場合とは、①活動機関の名前が変わったとき、②活動機関の所在地が変わったとき、③活動機関が無くなったとき、④活動機関から離脱したとき、⑤新たな活動機関へ移籍したときの5つを指します。

なお、「高度専門職」に関する制度については、入国管理局HP「高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度」(http://www.immi-moj.go.jp/new/immiaact_3/index.html)を参照してください(以下同じ)。

入管法第19条の16第2号は、「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職2号」(入管法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄2号イ又はロに掲げる活動に従事する場合)、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行」(雇用契約に基づいて活動している場合に限り、以下同じ)又は「技能」の在留資格をもつ外国人(以下「2号該当者」と呼びます)に対し、雇用契約の相手方である機関(以下「契約機関」と呼びます。また、活動機関と契約機関を合わせて**所属機関**と呼びます。)の変更について、届出を義務付けています。

契約機関に変更があった場合とは、①契約機関の名前が変わったとき、②契約機関の所在地が変わったとき、③契約機関が無くなったとき、④契約機関との契約を終了したとき、⑤新たな契約機関と契約を結んだときの5つを指します。

2. 以下では、いくつか具体的な例を挙げながら、どんな場合に届出が必要なのかをご説明します。

【1号該当者に関する質問】

Q1 「教授」の在留資格で在留する外国人が、A学校法人が経営するa大学からA学校法人が経営するb大学に異動した場合、届出が必要ですか？

A. 大学の異動が活動機関の変更に当たりますので、a大学からの離脱、b大学への移籍の両方について届出が必要です。

Q2 「教授」の在留資格をもってA学校法人が経営するa大学と雇用契約を結ぶ外国人が、a大学の承諾を得て、a大学での活動を続けながらB学校法人が経営するb大学と契約し、b大学において**3日間の集中講義**を行う場合、届出が必要ですか？

A. 3日間の集中講義を行うだけであれば、外国人とb大学の間には在留の基礎となる社会的関係がないと考えられるため、届出は必要ありません。

Q3 「教授」の在留資格をもってA学校法人が経営するa大学と雇用契約を結ぶ外国人が、a大学の承諾を得て、a大学での活動を続けながらB学校法人が経営するb大学と**1年間の雇用契約を結び**、b大学においても教授の活動を行う場合、届出が必要ですか？

A. 1年間にもわたって教授の活動を行うのであれば、外国人とb大学との間に在留の基礎となる社会的関係があると考えられるため、届出が必要です。

Q 4 「教授」の在留資格をもってA学校法人が経営するa大学で教授の活動を行う外国人が、a大学における業務の一環として、B学校法人が経営するb大学の研究室において、b大学の研究員とともに1年間の共同研究に従事する場合、届出が必要ですか？

A. 外国人に対する指揮命令権、報酬支払義務等は依然としてa大学に帰属し、b大学との間に在留の基礎となる社会的関係がないと考えられるため、届出は必要ありません。

Q 5 「技能実習」の在留資格について、どの機関が「所属機関」に当たりますか？

A. 企業単独型の技能実習の場合、雇用契約の相手方である実習実施機関が所属機関に当たります。

団体監理型の技能実習の場合、講習を実施し、技能等修得活動期間においても外国人に対する責任を負う監理団体及び雇用契約の相手方である実習実施機関の両方が所属機関に当たります。

Q 6 「研修」の在留資格について、どの機関が「所属機関」に当たりますか？

A. 外国人に対して実際に研修を実施する機関が所属機関に当たります。

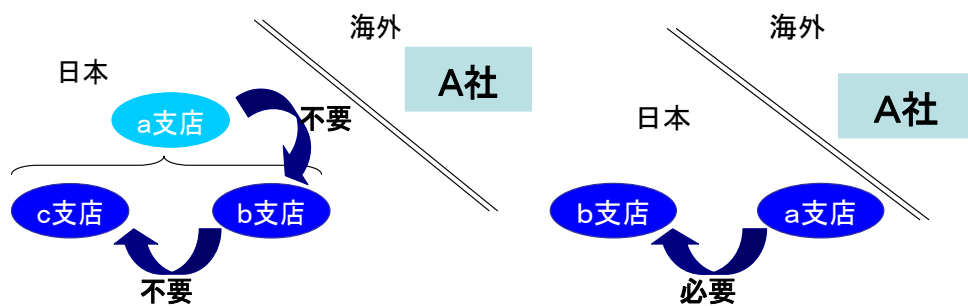
【2号該当者に関する質問】

Q 7 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって日本企業A社の日本にあるa支店で働く外国人が、同じA社の日本にあるb支店へ異動した場合、届出が必要ですか？

A. 雇用契約の相手方である契約機関に変更がないので、届出は不要です。

Q 8 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって外国企業A社の日本にあるa支店で働く外国人が、同じA社の日本にあるb支店へ異動した場合、届出が必要ですか？

A. 日本国内の支店を束ねる本店的な支店が日本国内にある場合には、日本国内の支店間の異動を届け出る必要はありませんが、そのような支店が国内にない場合は、日本国内の支店間の異動についても届け出る必要があります。



Q 9 プロ野球の球団を経営するA企業と1年間の年俸契約を結び、「興行」の在留資格で在留する外国人が、契約を更新した場合、届出が必要ですか？

A. 従来の契約機関との契約を更新した場合には、「新たな契約」には当たらないので、届出は必要ありません。

【1号該当者と2号該当者に共通する質問】

Q10 A企業と雇用契約を結ぶ外国人がその雇用契約を維持したまま、B企業に出向することになった場合、届出が必要ですか？

A. 必要です。

Q11 A派遣会社と雇用契約を結ぶ外国人がB企業に派遣され、その後C企業に派遣された場合、いつ届出が必要になりますか？

A. 1号該当者は、A派遣会社と雇用契約を結んだときの届出は不要ですが、B企業への派遣、B企業からの離脱、C企業への派遣のすべての時点で届出が必要になります。

2号該当者は、A派遣会社との雇用契約を結んだときに届出が必要ですが、派遣先の変更については届出は必要ありません。

Q12 入国の時点で所属することが予定されていた最初の所属機関（当初から複数の所属機関が予定されているときはそれらすべての機関）に所属する場合にも届出は必要ですか？

A. 入国の時点で所属することが予定されていた所属機関に所属する場合については、届出は必要ありません。例えば、A大学へ入学予定の外国人が入学前に「留学」の在留資格で入国し、予定どおりA大学へ入学した場合、入学のときに届け出る必要はありません。

また、A監理団体とB実習実施機関による団体監理型技能実習に参加する予定の外国人が「技能実習1号口」の在留資格で入国し、予定どお

りA監理団体の講習を受講し、その後B実習実施機関で技能実習を開始した場合、A監理団体もB実習実施機関も入国の時点で所属することが予定されていた所属機関ですので、A監理団体における講習開始・終了、B実習実施機関による技能実習開始のいずれについても届出は必要ありません。

Q13 「留学」の在留資格で在留する外国人が、日本の大学を卒業した後、日本にあるA企業に就職することが決まったので「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に変更した場合、大学を卒業したことやA企業に入社したときに届出が必要ですか？

A. 大学を卒業した場合には大学からの離脱として届出が必要ですが、届け出ることとされている14日の期間中に在留資格の変更許可を受けた場合には、それ以降、大学からの離脱について届け出る必要はありません。また、A企業は在留資格変更を許可する時点で所属することが予定されていた最初の所属機関ですので、A企業に所属したことについても届出は必要ありません。

Q14 「高度専門職2号」の在留資格で在留する外国人が、複数の所属機関において活動しているような場合、全ての所属機関について届出が必要ですか。

A. 「高度専門職2号」は、幅広い活動を行うことができるものであり、当該在留資格で在留する外国人が複数の所属機関において活動している場合には、所属機関全てについてその変更等の事実を法務大臣が継続して把握しておく必要があることから、複数の所属機関全ての変更等について届出が必要です。

Q15 「高度専門職1号イ、ロ、ハ」で認められている併せて行うことができる活動に従事する場合、その活動について届出が必要ですか。

A. 「高度専門職1号イ、ロ、ハ」については、法務大臣が指定する「本邦の公私の機関との契約に基づいて」又は「本邦の公私の機関において」活動を行うことが求められており、これらの機関に所属していることが在留資格の基礎とされるため、この機関に変更等が生じた場合には、届出が必要です。これに対し、「併せて」行う関連事業の活動は、併せて行うことができるにとどまり、在留資格の基礎となるものではないことから、「併せて」行う関連事業の活動について届出は必要ありません。